

# 概要(実績評価書のポイント)

## 施策目標Ⅹ-1-1

国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、  
適正な事業運営を図ること

# 確認すべき主な事項（実績評価書）

## 測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

## 有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

## 効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

## 現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

## 次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

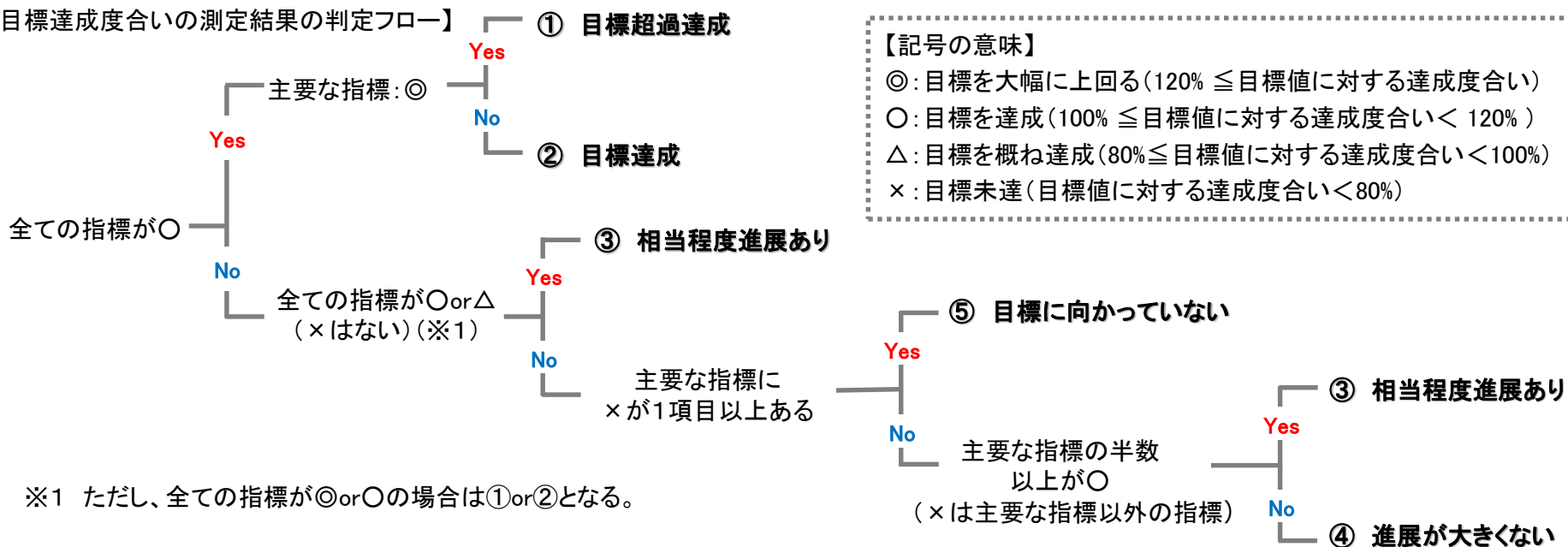
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの</li> </ul>
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

### 【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る (120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成 (100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成 (80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達 (目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

### 【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

### （参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
  - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

### （参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

### （参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

#### 有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
  - ① 目標数値の水準設定の妥当性
  - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
  - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
  - ④ 予算執行面における問題点

#### 効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

#### 現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

# 【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標X-1-1）

基本目標X： 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標1： 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

**施策目標1： 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること**

## 現状(背景)

### 1. 平成28年年金改革法【平成30年4月等施行】

- ・ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し次の措置を講じた(6頁参照)。
  - ① マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整【平成30年4月施行】
  - ② 賃金・物価スライドについて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底【令和3年4月施行】

### 2. 受給資格期間短縮法【平成29年8月1日施行】

- ・ 無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、受給資格期間を25年から10年へ短縮(7-8頁参照)。

### 3. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

【令和元年10月1日施行】

- ・ 令和元年10月の消費税率の10パーセントへの引上げ時に合わせて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乘せして支給するものとした。(9-10頁参照)

### 4. 令和2年年金改正法【令和4年4月1日等施行】

- ・ より多くの人々がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、主に次の措置を講じた(11頁参照)。
  - ① 被用者保険の適用拡大【令和4年10月1日・令和6年10月1日施行】
    - ・ 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げ(500人超→100人超→50人超)等
  - ② 在職中の年金受給の在り方の見直し【令和4年4月1日施行】
    - ・ 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定等

### 5. 国民年金保険料の収納対策

- ・ 令和3年度の最終収納率(令和元年度分保険料)は78.0%(対前年度比0.8ポイント増)。同年度の現年度納付率(令和3年度分保険料)は73.9%(対前年度比2.4ポイント増)。いずれも上昇傾向(12頁参照)。
  - ① 納付チャネルの多様化、② 情報連携により所得情報を活用するなど未納者の属性に応じた収納対策、③ 効果的かつ効率的な納付督促の実施を行っている。

### 6. 厚生年金保険の適用促進に係る取組

- ・ 国税源泉徴収義務者情報、法人登記簿情報等を活用した加入指導により、104,225事業所を適用。

## 課題 1

持続可能な公的年金制度等を構築すること

達成目標1

公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する

## 課題 2

公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の業務を正確・確実・迅速に行うこと

達成目標2

公的年金制度の適切な事業運営を図る

### 【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 平成28年年金改革法・受給資格期間短縮法・年金生活者支援給付金の支給に関する法律の円滑な施行(アウトプット)**
- 2 令和元年財政検証の実施、検証結果等を踏まえた制度改正の実施、令和2年度改正法の円滑な施行(アウトプット)**

4 国民年金の現年度納付率(アウトプット)

5 厚生年金保険等の適用状況(アウトプット)

6 年金給付事務の所要日数の目標達成率(アウトカム)

7 「ねんきんネット」のID取得件数(アウトプット)

8 未統合記録の解明件数(アウトプット)

9 保管文書1箱当たりの単価(アウトカム)

10 20歳到達時から初回の納付書送付までの日数(アウトカム) 4

【参考指標】 3 年金教育の実施回数



# 【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標X-1-1）

## 総合判定

赤字は主要な指標

### 〔達成目標1〕

【指標1】関係法令の円滑な施行(アウトプット) : ○

【指標2】令和元年財政検証の実施、検証結果等を踏まえた制度改正の実施、令和2年度改正法の円滑な施行(アウトプット) : ○

### 〔達成目標2〕

【指標4】国民年金の現年度納付率 (アウトプット) : ○

【指標5】厚生年金保険等の適用状況 (アウトプット) : ○

【指標6】年金給付事務の所要日数の目標達成率(アウトカム) : ○

【指標7】「ねんきんネット」のID取得件数(アウトプット) : ○

【指標8】未統合記録の解明件数(アウトプット) : ○

【指標9】保管文書1箱当たりの単価(アウトカム) : △

【指標10】20歳到達時から初回の納付書送付までの日数(アウトカム) : ○

【目標達成度合いの測定結果】 ③(相当程度進展あり) 【総合判定】 A(目標達成)

### (判定理由)

- ・ 指標3以外が主要な指標。
- ・ このうち、指標9のみ令和3年度の達成状況が△になったが、これは外部要因によるもの(人件費や輸送費等の事業者側のコスト増)。
- ・ 測定結果が③に区分されるが、総合判定では、外部要因等を加えて判断すると、A(目標達成)と判断。

## 施策の分析

### 《有効性の評価》

#### 〔達成目標1〕

○ 公的年金制度の持続可能性を向上させるための法令整備が遅滞なく実施されている。

#### 〔達成目標2〕

○ 指標9は、基準年度(H28年度)と比較して、人件費や輸送費等の事業者側のコストが増になっていると思われ、入札等の結果、目標を僅かに下回る。

○ 国民年金の現年度納付率は10年連続で上昇、最終納付率は9年連続で上昇。厚生年金保険の適用事業所も増加。

○ ねんきんネットのID取得件数及び未統合記録の解明件数は順調に増加。

⇒ 適正な事業運営に向けた各施策は有効に機能

### 《効率性の評価》

#### 〔達成目標1〕

○ 施行日までの期間と必要な作業量を踏まえて毎年度目標値を設定・達成。

#### 〔達成目標2〕

○ 年齢や所得等の未納者の属性に応じたきめ細やかな分析に基づく納付勧奨の実施。

○ 国税源泉徴収義務者情報、法人登記簿情報等を活用した加入指導による適用促進。

○ コロナ禍での迅速な支給決定のため、人員のシフトによる事務処理体制の強化。

○ 文書保管は、倉庫の賃貸借中心の運用から、倉庫の賃貸借と文書保管委託の費用等を比較検討した上で調達する方式に変更。

### 《現状分析》

#### 〔達成目標1〕

○ 最後の施行が予定されている令和6年度に向け、引き続き令和2年改正法施行のための法令整備を実施。

#### 〔達成目標2〕

○ 国民年金の現年度納付率、厚生年金保険の適用状況、サービススタンダード達成率等は目標を達成、引き続き取組実施。

○ ねんきんネットの利用拡大と未統合記録の解明の推進。

○ 文書等保管業務の効率化を進めており、引き続き適切な運用実施。

## 次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- 指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に目標を達成したことから、測定指標から削除する方向で検討。
- 指標9(保管文書1箱当たりの単価)は、基準年度(平成28年度)の変更や電子データ化による保管箱数の増加抑制など、目標の見直しを検討。
- 指標10(20歳到達時から初回の納付書送付までの日数)は、今後も目標達成が見込まれることから新たな指標の設定を検討。

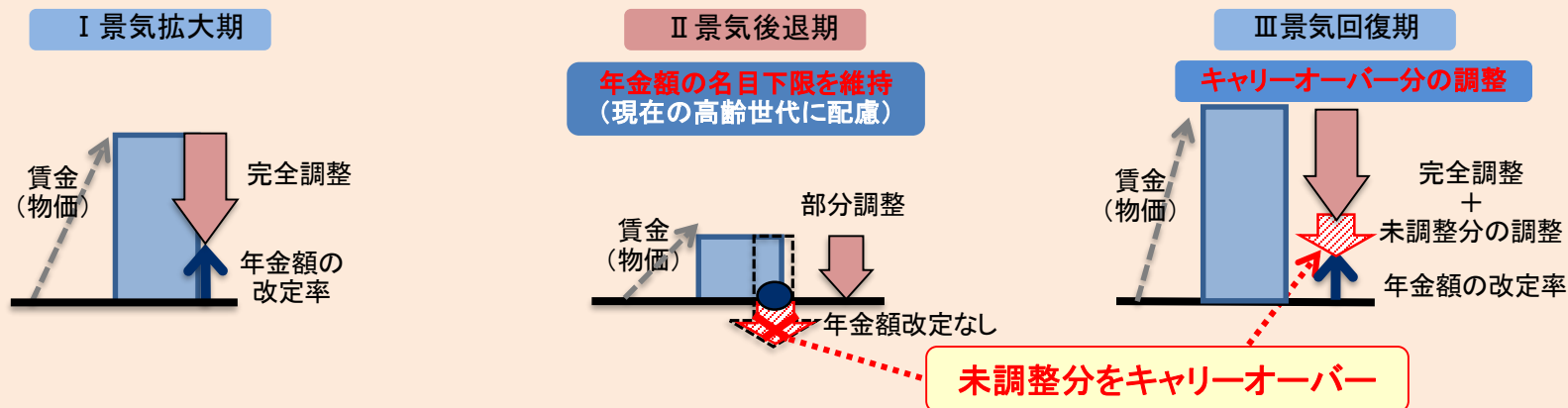
# 年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

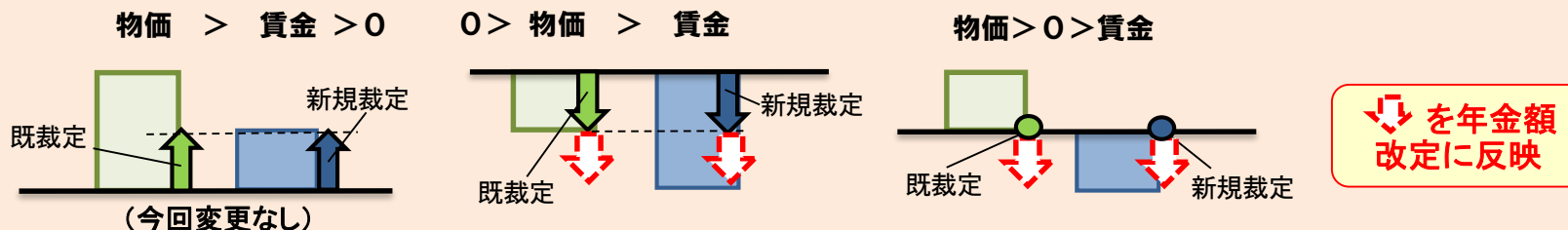
## ① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



## ② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



# 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

## <主要項目>

- (1) 基礎年金国庫負担割合2分の1が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (2) 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へ拡大する。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (4) 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)
- (5) 厚生年金保険・健康保険について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

注) (1)~(3)については、税制抜本改革により得られる税金(消費税金)を充てる。



# 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)の概要

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、年金機能強化法(※)を改正し、施行期日等を改める。

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

## 概要

### 1. 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正

老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、消費税10%引上げ時(※※)から、平成29年8月1日に改める。

(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる)

### 2. その他所要の規定整備

※※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

**施行期日 公布の日(平成28年11月24日)**

## (参考)

### 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日)(抄)

I. 一億総活躍社会の実現の加速、(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

#### ②年金受給資格期間の短縮

無年金の問題は喫緊の課題であり、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出する。

#### 対象者数

約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)  
上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人

#### 所要額

約650億円(満年度ベース・平成30年度)  
初年度(平成29年度)は約260億円(29年9月~30年1月の計5ヶ月分の支給)

# 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和4年度基準額 年60,240円（月5,020円）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※<sup>1</sup>とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※<sup>2</sup>以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※<sup>1</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※<sup>2</sup> 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和4年度は781,200円。

### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

#### (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,020円※^3 \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

#### (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

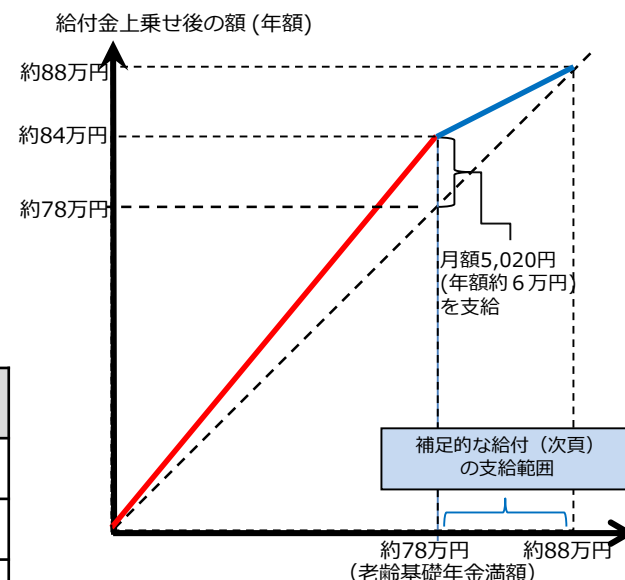
$$= 10,802円※^4 \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※<sup>3</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

※<sup>4</sup> 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,401円）。

例：

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,020円	64,816円	69,836円
240月	0月	2,510円	32,408円	34,918円
360月	120月	6,466円	56,714円	63,180円
240月	240月	7,911円	48,612円	56,523円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
 （注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

### 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円<sup>※5</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

<sup>※5</sup> 令和4年度は881,200円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

### 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得<sup>※6</sup>が、472万1,000円以下<sup>※7</sup>であること

<sup>※6</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

<sup>※7</sup> 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,020円 <sup>※8</sup> （月額） |
| 障害等級1級の者         | …6,275円 <sup>※8</sup> （月額） |

<sup>※8</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

### その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和4年度予算額：5,235億円）
- ・件数（令和3年3月） …老齢給付金468.1万件、補足的老齢給付金96.2万件、障害給付金200.1万件、遺族給付金8.0万件
- ・その他…各給付金は非課税。

# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

## 改正の趣旨

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

### 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

### 4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。  
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

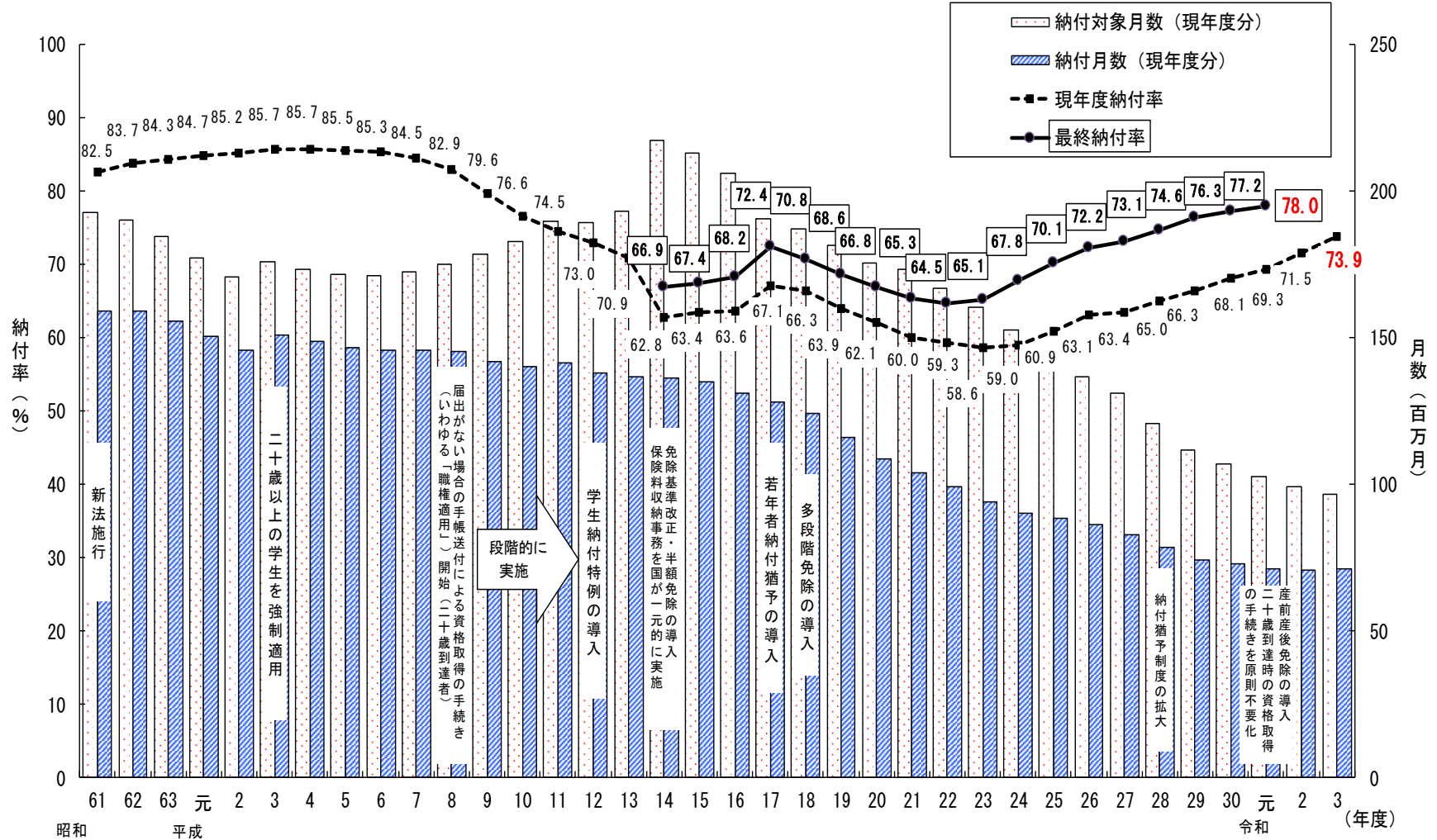
### 5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

## 施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

# 国民年金保険料の納付率等の推移



注1 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

注3 令和3年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ10.0%、17.1%、12.1%、4.2%、0.1%となっている。